

令和7年12月25日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和7年度 医療機能情報提供制度 及び かかりつけ医機能報告制度 に係る
定期（新規）報告について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、大阪府より周知依頼がありました。

医療機関の管理者は、医療法第6条の3（医療機能情報提供制度）に基づき、1年に1回以上、医療機能に関する情報を知事に報告することとされています。また、今年度から、医療法第30条の18の4（かかりつけ医機能報告制度）に基づき、病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関除く）の管理者はかかりつけ医機能に関する情報を知事に報告することとされています。

そのため、令和8年1月15日頃に大阪府から府内の報告対象医療機関宛に、報告依頼の案内文書が送付される予定です（案内が届く前でも医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じた報告は可能です）。

報告いただいた内容は、住民・患者が適切に医療機関を選択するために、医療情報ネット（ナビイ）や大阪府ホームページで公表されることとなります。また、地域で必要とされるかかりつけ医機能を確保する方策を検討するための協議の場にも活用される予定です。

地域でかかりつけ医機能を面として発揮する体制整備を進めるためにも、まずは医療機関からのご報告が不可欠です。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

■ 問い合わせ先

大阪府医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度定期報告事務局

（大阪府委託先：株式会社広済堂ネクスト）

【メール】 teikihokoku@kosaido.co.jp

【電話】 06-7777-6791 [平日 9:00 ~ 17:30]

【備考】 令和8年1月5日（月）～3月23日（月）まで問い合わせを受付

※大阪府外の医療機関に関しては、開設している都道府県へお問い合わせください。

■ 報告期間

令和8年1月1日（木）から2月5日（木）まで

■ 報告方法

医療機関等情報支援システム（G-MIS）より報告（ <https://www.med-login.mhlw.go.jp/jp/> ）

※パソコンにより期限内に報告できない場合、報告用端末機が用意されておりますので、ご予約のうえ、ご利用ください。詳細は以下の参考に掲載している大阪府ホームページをご参照ください。

※原則、G-MISを通じた報告を依頼されていますが、どうしても困難な場合、紙調査票による報告も受付。希望される場合は、令和8年1月5日以降に上記問い合わせ先までご連絡ください。

■ 参考①

以下に、G-MISの操作マニュアル・説明動画（研修動画）、報告に当たって必要な動作環境が掲載されています。また、1月以降にはよくあるご質問も掲載される予定ですので、適宜ご参照ください。

- ▶【大阪府ホームページ】医療機能情報提供制度に係る定期報告等について（医療機関向け）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/mfi_survey/index.html

- ▶【大阪府ホームページ】かかりつけ医療機能情報提供制度について（医療機関向け）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

■ 参考②

「アーカイブ動画の配信開始のご案内（令和7年度 大阪府医師会『かかりつけ医機能報告制度に関する説明会』）」（令和7年12月19日府医発）のとおり、12月8日に当会主催で開催した説明会の動画等も適宜ご参照ください。

【事務局】大阪府医師会

制度に関すること（地域医療課）06-6763-7012

研修に関すること（学術課）06-6763-7006



令和7年12月19日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

アーカイブ動画の配信開始のご案内
(令和7年度 大阪府医師会「かかりつけ医機能報告制度に関する説明会」)

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年12月8日に本会主催で開催いたしました標記説明会につきまして、本会ホームページにアーカイブ動画を掲載いたしましたので、下記のとおり、お知らせ申し上げます。

なお、本制度に関連する大阪府から各医療機関への連絡につきましては、以下①・②のとおり、既に案内済またはこれから案内予定と伺っておりますので申し添えます。

- ① G-MIS未登録の医療機関に対する、アカウントの申請依頼(11月末に発送済)
- ② かかりつけ医機能報告の依頼(来年1月中旬を予定※)

※従前の医療機能情報提供制度に基づく定期報告と同時の予定

貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【アーカイブ動画と当日資料の掲載場所】

大阪府医師会ホームページ(医師・医療関係者のみなさまへ)

(URL) <https://www.osaka.med.or.jp/doctor/>

↓

研修会動画・学習用資料 → ◆ その他の研修会

→ 令和7年度 大阪府医師会「かかりつけ医機能報告制度に関する説明会」



【動画の視聴に必要なID・パスワード】

・閲覧に必要なIDとパスワード(PW) ※すべて半角英数字

ID: kakar i

PW: 1208

＜アーカイブ動画は、無断での転載・録画・複製・第三者への提供を固く禁じます＞

【事務局】大阪府医師会

制度に関すること(地域医療課) 06-6763-7012

研修に関すること(学術課) 06-6763-7006